

新潟市水道局請負工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。

以下「契約規程」という。）その他別に定めるもののほか、新潟市水道局が発注する請負工事（以下「工事」という。）の検査を適正かつ効率的に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、新潟市水道局総務部経理課契約係において契約手続きを行った工事に適用する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 工事担当課長 工事を担当する課及び工事事務所の長をいう。

(2) 工事点検職員 総務部技術管理室長が必要な場合において工事点検を行うために指定した職員をいう。

(検査職員)

第4条 契約規程第37条第2項に定める検査職員（以下「検査員」という。）は、次のとおりとする。

(1) 専門検査員 総務部技術管理室検査担当の職員をいう。

(2) 指定検査員 技術管理室長が必要と認める場合において、専門検査員以外のなかから指定した（係長相当以上の職にある）者をいう。

(検査等の種類・目的)

第5条 検査等の種類と目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) しゅん工検査 工事の完成を確認するための検査

(2) 出来形検査

ア 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の出来形部分等を確認するための検査

イ 契約解除に伴う出来形部分等に対して行う検査

(3) 完済部分検査 設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分を確認するための検査。

(4) 部分使用検査 工事目的物の全部又は一部を引渡し前に使用しようとするときに、当該部分を確認するための検査

(5) 中間技術検査 適正かつ円滑な工事施工に資するために、工事途中に行う検査

(6) 工事点検 適正かつ円滑な工事施工に資するために、必要に応じ工事現場を視察し、施工体制の確認などをするための点検

(検査等の実施)

第6条 検査員は、検査等を行う場合には、契約書、設計図書、工事写真その他の関係書類に基づき、あらかじめ、当該工事の内容を把握し、別に定める工事検査実施要領により厳正かつ公正に検査するものとする。

2 検査員は、しゅん工検査を行う場合において必要と認めるときは、工事の一部を破壊又は発掘して検査するものとする。

3 検査員は、受注者から工事完成の通知を書面で受けたときは、当該通知の日から14日以内に日時を通知して、当該工事の監督員並びに受注者又はその代理人を立会わせて検査するものとする。

4 検査員は、出来形部分の査定確認をするために検査を行う場合には、監督員の出来形明細書に基づき、工事の出来形部分を受注者が提出した図面、図書、写真等により検査するものとする。

5 前条第5号に規定する中間技術検査については、別に定める中間技術検査実施基準により実施するものとする。

6 前条第6号に規定する工事点検については、別に定める工事点検実施要領により実施するものとする。

(検査の中止)

第7条 検査員は、検査の際受注者又は代理人若しくは使用人が検査の執行を妨げ、検査を行うことができないときは検査を中止し、直ちに技術管理室長へ報告し、その指示を受けるものとする。

(検査の立会い)

第8条 第5条第1号～第5号に掲げる検査は、当該工事の監督員が立会うものとする。

ただし、技術管理室長が特に必要と認めた場合は、その関係者を立会わせることができる。

2 前項に定めるもののほか、契約解除に伴う検査にあつては、経理課契約係の職員を立会人として立会わせなければならない。

(検査等の手続き)

第9条 次に掲げる場合において、工事担当課長は、技術管理室長へしゅん工図書、その他関係書類を添えて検査依頼を行うものとする。

(1) 受注者から工事履行届が提出されたとき。

(2) 受注者から工事出来形査定願書が提出されたとき。

(3) 第5条第3号の規定による工事の完済部分（指定部分）に関する検査の実施について必要であると認めたとき。

(4) 第5条第4号の規定による工事目的物を引渡し前に使用しようとする場合で、当該部分を確認するための検査の実施について必要であると認めたとき。

(5) 第5条第5号の規定による中間技術検査の実施について必要であると認めたとき。

2 技術管理室長は、前項の規定により工事担当課長から検査依頼を受けたときは、速やかに当該工事の検査を担当する検査員を選定しなければならない。ただし、指定検査員に検査を行わせる場合は工事担当課長に対して工事検査依頼書（別記様式第1号）によ

り検査員の選定を依頼しなければならない。

- 3 技術管理室長は、中間技術検査の実施について必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 当該工事の検査を担当する検査員を選定すること。ただし、指定検査員に検査を行わせる場合は、工事担当課長に対して工事検査依頼書により検査員の選定を依頼しなければならない。

(2) 中間技術検査を執行する旨を、中間技術検査執行通知書（別記様式第2号）により工事担当課長に通知すること。

- 4 技術管理室長は、工事点検を行うとき次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 工事点検を担当する工事点検職員（以下「点検員」という。）を選定すること。

(2) 工事点検の対象を、工事担当課長に通知すること。

（検査等の報告及び手直し）

第10条 検査等を行ったときの検査等の報告及び手直しは、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) 検査等の結果、当該工事の全部が契約に適合している場合

ア 第5条第1号のしゅん工検査を行った検査員は、検査合格通知書（別記様式第3号）に工事成績採点表、細目別評点採点表、考査項目別運用表、工事成績評定通知書（以下「工事成績調書等」という。）を添え技術管理室長に報告後、検査・振替調書を工事担当課長へ送付する。また、工事担当課長を経由し検査合格通知書、工事成績評定通知書をもって受注者に通知する。

イ 第5条第2号の出来形検査を行った検査員は、出来形明細書に確認の印を押し、出来形査定願書及び出来形写真を添え技術管理室長に報告後、検査・振替調書を工事担当課長へ送付する。技術管理室長は、報告を受けた後速やかに工事担当課長に出来形明細書を送付する。

ウ 第5条第3号の完済部分検査については、アの場合を準用する。

エ 第5条第4号の部分使用検査を行った検査員は、部分使用箇所確認書（別記様式第3号の2）により、技術管理室長に報告する。技術管理室長は、部分使用箇所確認書により、工事担当課長に送付する。

オ 第5条第5号の中間技術検査を行った検査員は、検査結果通知書（別記様式第4号）に関係書類を添え、技術管理室長に報告する。技術管理室長は、検査結果通知書により、工事担当課長を経由して受注者に通知する。

カ 第5条第6号の工事点検を行った点検員は、点検結果を工事担当課長へ送付するとともに、技術管理室長に報告する。

（2）第5条第1号のしゅん工検査、同条第3号の完済部分検査、同条第4号の部分使用検査及び同条第5号の中間技術検査の結果、当該工事の全部又は一部が契約に適合していない場合。ただし、軽微なものは除く。

ア 検査員は、速やかに検査結果通知書に関係書類を添え、技術管理室長に報告する。

イ 技術管理室長は、検査結果通知書により、修補又は改造について工事担当課長を経由し受注者に通知する。

ウ 技術管理室長は、受注者に修補又は改造完了後に修補又は改造等完了届（別記様式第5号）を工事担当課長に提出させ、再検査を受けさせなければならない。

エ 検査員は、再検査により当該工事が契約に適合していると認めた場合、それぞれ前号ア、ウ、エ、オを準用する。

（3）第5条第2号の出来形検査の結果、当該工事の全部又は一部が契約に適合していない場合。ただし、軽微なものは除く。

ア 検査員は、監督員の作成した出来形明細書が事実と相違すると認めるときは、当該監督員に対して、当該出来形明細書を修正させなければならない。

イ 検査員は、工事の既済部分について、かしを発見したときは、当該工事の監督員に対して、当該かしの修補等のために必要な措置を講ずべきことを、命じなければならない。

(4) 第5条第6号の工事点検の結果、改善事項があった場合は、第1号カを準用する。

(工事の成績評定)

第11条 検査員は、第5条第1号のしゅん工検査（前条第2号ウの場合を除く。）終了後、速やかに別に定める工事成績評定実施要領に基づき厳正に当該工事の成績を評定した工事成績調書等を作成し、技術管理室長に報告するものとする。

2 第1項の報告をする場合において、監督員は、事前に工事担当課長の決裁を経るものとする。

3 技術管理室長は、第1項の報告後速やかに工事成績評定通知書により工事担当課長を経由し、受注者に通知するものとする。

(検査業務の委託)

第12条 技術管理室長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定に基づき、検査員以外の者に検査を委託する場合は、管理者の承認を得て、これを行うものとする。

2 技術管理室長は、前項の規定により検査を委託したときは、委託を受けた者に、その検査結果について、検査・振替調書、検査合格通知書及びその他検査内容を明確にした書類を提出させるものとする。

3 前項の規定による検査の執行に、技術管理室長が認めたときは、第4条に定める検査員を立会わせることができる。

(契約の連絡)

第13条 契約係の職員は、工事請負契約を締結したときは、速やかにその旨を技術管理室長及び工事担当課長へ連絡するものとする。

(検査事務の整理)

第14条 技術管理室長は、工事等台帳を備え、記録し、整理するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、技術管理室長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 3 月 21 日から施行する。

(新潟市水道局検査基準書の総則の廃止)

- 2 新潟市水道局検査基準書(平成 9 年 4 月制定)の総則は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

工 事 検 査 依 頼 書

年 月 日

工事担当課長 様

技術管理室長

次のとおり、新潟市水道局請負工事検査要綱第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定により
工事の検査を依頼します。

検 査 の 種 類		☐ しゅん工検査 ☐ 出来形検査 ☐ 完済部分検査 ☐ 部分使用検査 ☐ 中間技術検査
検 査 事 項	工 事 番 号	第 号
	工 事 名	工事
	工 事 場 所	
検 査 年 月 日		年 月 日まで
適 要		履行日： 年 月 日 監督員：

中間技術検査執行通知書

年 月 日

工事担当課長 様

技術管理室長

このことについて、新潟市水道局請負工事検査要綱第 9 条第 3 項第 2 号の規定により通知します。

工 事 番 号	第 号
工 事 名	工事
工 事 場 所	
受 注 者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
検 査 日	(予定) 年 月 日
検 査 の 対 象	
検 査 員	所 属 職・氏名
備 考	

検 査 合 格 通 知 書

年 月 日

受注者

様

新潟市水道事業管理者
水道局長

印

下記工事の検査をした結果、合格したので通知します。

記

工 事 番 号	第 号
工 事 名	工事
工 事 場 所	地内
受 注 者	
請 負 金 額	円
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
監 督 員	所 属 職・氏 名
検 査 立 会 者	所 属 職・氏 名
竣 工 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
受注者代理人	
記 事	設計図書等に基づき、竣工したものと認めます。
検 査 員	所 属 職・氏 名 印

部 分 使 用 箇 所 確 認 書

年 月 日

工事担当課長 様

技術管理室長

このことについて、下記のとおり確認しました。

記

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	新潟市 区
受 注 者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
確 認 年 月 日	年 月 日
記 事	
確 認 員	所 属 職・氏名

検 査 結 果 通 知 書

年 月 日

受注者

様

新潟市水道事業管理者
水道局長

以下の工事検査の結果、新潟市水道局請負工事検査要綱第10条第1号及び第2号の規定により次のとおり通知します。

検 査 の 種 類	☐ しゅん工検査 ☐ 完済部分検査 ☐ 部分使用検査 ☐ 中間技術検査		
工 事 番 号	第 号		
工 事 名	工事		
工 事 場 所			
受 注 者			
請 負 金 額			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
監 督 員	所属 職 氏名		
検 査 年 月 日	年 月 日		
受 注 者 又 は 代 理 人			
検 査 立 会 者	所属 職・氏名		
検査結果			
修補又は改造の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(注) 修補又は改造を完了したときは修補・改造等完了届，写真等を提出すること。			

* 本様式は、しゅん工検査，完済部分検査，部分使用検査について，当該工事の全部又は一部が契約に適合しない場合に用いる。

なお中間技術検査の結果を通知する場合は，適合する場合及び適合しない場合とも本様式を用いる。

修補・改造等完了届

年 月 日

（あて先）
新潟市水道事業管理者

受注者住所
商号又は名称
代表者 印

修補・改造等が通知された事項について、下記のとおり完了したので報告します。

記

検 査 の 種 類	☐ しゅん工検査 ☐ 完済部分検査 ☐ 部分使用検査 ☐ 中間技術検査
工 事 番 号	第 号
工 事 名	工事
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
検 査 結 果 通 知 日	年 月 日
修 補 又 は 改 造 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
完 了 年 月 日	年 月 日
修補，改造等の内容及びその措置	